

防整整第702号
令和7年1月17日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部総務部経理課長
航空幕僚監部総務部会計課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設整備官
(公 印 省 略)

見積参考資料の交付の試行について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、令和7年2月1日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

なお、令和7年1月31日以前の入札公告についても、適用することを妨げない。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局建設制度官、整備計画局提供施設計画官、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長

見積参考資料の交付について

1. 概要

建設工事の入札の適正な競争を確保するためには、入札参加者が適正に見積りを行うことが基本であり、積算の基本的な考え方や標準歩掛り等の積算基準類等を公表しているところである。

しかしながら、今般、工事発注毎に専門工事業者等から徴取する見積りについて、その特殊性などにより、入札参加者が適正な積算を行うことが困難と考えられる事象が生じている。

これにより、建設工事の発注における透明性、客観性及び妥当性の一層の確保を図り、入札参加者において、適正な見積りができるよう、入札参加者が適正に積算することが困難な見積りについては、入札参加者（競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格を有すると認められた者）に対して、発注者が作成した見積採用単価を「見積参考資料」として交付することを試行する。

2. 見積参考資料の交付対象

本交付の対象は、「見積先が特定できない」、「見積先が多数で価格に大きなばらつきが生じる」、「実施することが稀な工事」などの入札参加者が適正に積算することが困難と考えられる見積り項目とする。対象とする項目は、下記のとおりとする。ただし、これらの工事等を単独で発注する場合は除く。

なお、見積参考資料の交付対象となる項目については、数量表の備考の欄に、「見積参考資料交付対象」と記載すること。

- ・解体工事（撤去工事含む）
- ・仮設物工事（現場事務所等を除く指定の仮設建物、仮設プラント、ベルトコンベア等）
- ・免震工事
- ・音響工事
- ・米軍施設の建具工事（UL規格認証品等）
- ・転石破碎（硬岩Ⅱ以上）
- ・大型プレキャストコンクリート製品（水路、カルバート、擁壁など）
- ・電熱設備工事（ロードヒーティング等）
- ・空中線工事（鉄塔は除く）
- ・海外製品を利用する米軍格納庫の特殊消火設備工事
- ・医療ガス設備工事
- ・ボラード（車両進入防止装置）工事
- ・その他、本通知の趣旨に則り対象とすることが適当と認められる工事等

3. 見積参考資料の交付方法と時期

競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格を有すると認められた者に対して、入札書の提出期限日の6日前（行政機関の休日を除く）までに電子入札システムにより交付する。

なお、「見積参考資料」は、契約書第1条の設計図書ではなく、見積上の参考資料とし、その有効期限は、本工事の開札日までとする。交付する資料は、付紙様式第1を参照する。

4. 入札公告及び入札説明書への記載

見積参考資料の交付に先立ち、入札公告及び入札説明書の「工事概要」に見積参考資料を交付する試行工事であることを記載する。

入札公告及び入札説明書への記載例

(○) 見積参考資料の交付について

本工事は、競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格に適合した者に対して、入札説明書に示す入札書の提出期限の6日前（行政機関の休日を除く）までに、見積参考資料を交付する試行工事である。

なお、「見積参考資料」は、契約書第1条の設計図書ではなく、見積上の参考資料であり、その有効期限は、本工事の開札日までとする。

5. 工事特記仕様書への記載

見積参考資料の交付に先立ち、工事特記仕様書に見積参考資料を交付する試行工事であることを記載する。なお、建築工事については「その他」、電気通信工事及び機械工事については「その他工事条件」、土木工事については「一般事項」に記載する。

工事特記仕様書への記載例

(○) 見積参考資料の交付について

本工事は、競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格に適合した者に対して、入札説明書に示す入札書の提出期限の6日前（行政機関の休日を除く）までに、見積参考資料を交付する試行工事である。

なお、「見積参考資料」は、契約書第1条の設計図書ではなく、見積上の参考資料であり、その有効期限は、本工事の開札日までとする。

6. その他

見積活用方式を適用した単価の交付については、「見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行について（通知）」（防整整第703号。令和7年1月17日）により実施する。

本通知の運用にあたり、疑義が生じた場合は、整備計画局施設整備官付施設技術室と協議するものとする。

以 上

見積参考資料の交付について（参考資料）

見積参考資料交付対象の単価等について、以下のとおりとしました。

この「見積参考資料」は、入札参加者の適正な見積りに資するための参考資料であり、契約書第 1 条にいう設計図書ではありません。従って「見積参考資料」は工事契約上の拘束力を生じるものではなく、本工事の趣旨を充分考慮して、工事目的物を完遂するための一切の手段について、入札参加者の責任において定めてください。

なお、「見積参考資料」の有効期限は、本工事の開札日までとします。

1. 見積参考資料
(建築工事、電気通信設備工事、機械設備工事)

直接工事費 細目別内訳

〇〇		〇〇〇		〇〇〇〇		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
〇〇〇	〇〇	〇〇	m	〇〇	〇〇〇	見積参考資料交付対象
〇〇〇	〇〇	〇	個	〇〇	〇〇〇	見積参考資料交付対象
△△△		1	式			別紙 00-0001

直接工事費 別紙明細

〇〇		〇〇〇		〇〇〇〇		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
△△△		1	式			別紙 00-0001
□□□	□□	〇	台	〇〇	〇〇〇	見積参考資料交付対象
□□□	□□	〇〇	台	〇〇	〇〇〇	見積参考資料交付対象
計						

(土木工事)

〇〇〇〇工事

総括表

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減 金額増減	摘 要	備 考
土木工事	式	1					
1.〇〇工事	式	1					
〇〇工	式	1					
〇〇 〇〇、〇〇	m3	〇〇	〇〇	〇〇〇			見積参考資料交付対象
△△工	式	1					
△△△ △△	m3	〇〇	〇〇	〇〇〇			見積参考資料交付対象

注) 様式の記載内容は例示です。